

●分収造林変更契約書の締結及び地上権変更登記に必要な書類(チェックリスト)

書 類	【発行元】	注意していただきたいこと
分収造林変更契約書	造林公社	変更契約書(2通)を作成し送付しますので、押印(登録印鑑)をお願いします。 うち1通に収入印紙200円を貼付け、消印してください。
登記原因証明情報 (*地上権変更登記に必要)	造林公社	押印(登録印鑑)をお願いします。
委任状 (*地上権変更登記に必要)	造林公社	押印(登録印鑑)をお願いします。
地縁団体証明書 (*地縁団体の場合)	市町村	登録した市町村役場で取得をお願いします。 (*申請手続き完了後、原本還付します。)
印鑑登録証明書	市町村	○個人の場合 登録した市町村役場で取得をお願いします。
	市町村	○地縁団体の場合 認可地縁団体印鑑登録証明書 登録した市町村役場で取得をお願いします。
	法務局	○法人・会社・神社仏閣の場合 印鑑登録証明書を登録した法務局で取得をお願いします。
権利証(登記済証) 又は、	法務局	○権利証(登記済証)の場合は原本をお貸しください。 (これは土地に係る重大な書類ですので、上記の書類とあわせて、書留で郵送してください。)
----- Q.権利証(登記済証)または 登記識別情報通知を提供 できない場合には、、、?		----- A.法務局に「事前通知制度」があります。 これは分収造林変更契約に係る、地上権変更登記手続きの登記申請について、本人の意思を確認するため法務局から通知書面が届き、その通知書面を確認し押印していただき、法務局へ返信後初めて登記の実行を行う制度です。 この制度を活用する場合は、造林公社が法務局へ登記関係書類を提出した後、改めて文書で御案内します。